

広島県選挙管理委員会訓令第一号

事務局

広島県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

広島県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する訓令

広島県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和三十六年選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「進退及び給与」を「報酬等」に改め、同条第二号中「進退」を「任免」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 日本国憲法の改正手続に関する法律による国民投票に関すること

第一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号中「市町村」を「市町」に改め、同号を第十六号とし、第十八号中「市町村」を「市町」に改め、同号を第十七号とする。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条を削る。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。